

特定非営利活動法人 町田発・ゼロ・ウェイストの会 第4回理事会議事録

1 日 時 2010年1月14日(木曜日)18:30～19:30

2 場 所 小山田桜台団地 三和横集会所 小集会室

3 出席者数 8名 傍聴1名

4 出席理事氏名 広瀬立成 黒津一子 斉藤洋子 中川慶子 仲村達郎 谷仲ひろみ
出席監事氏名 片倉日出男 野村知子
傍聴者氏名 小山隆史

5 審議事項

1.NPO法人の組織と職員給与の承認について（資料1）

2.活動方針について

3.第1回理事会議事録の文言の訂正について

4.各事業の承認について

下記日時の運営委員会で決定したことの承認

3月11日 さくら祭分別ステーション運営（資料2）

7月29日 エコイベント事業（資料3）

8月5日 環境学習林委託事業（資料4）

8月12日 環境省委託事業（資料5）

10月20日 農業祭分別ステーション運営（資料6）

5.21年度事業計画の変更

6.上記4.5. の理事会での承認を次期総会の報告事項とすることについて

6 議事の経過の概要及び議決の結果

1. 定款第33条の定めにしたがい、議長は広瀬理事長が務めた。書記に谷仲が選任された。

2. NPO法人の組織と職員給与の承認について

組織と給与について広瀬理事長より概略の説明をした。税金やNPO法の収益事業についての助言を税理士から受け、会計を見ていただくことを条件に承認した。

野村監事より専門家のチェックを受けてから理事会にかけるべきとの指摘を受けた。

3. 活動方針について

・情報の開示および発信…理事会で大まかな会計報告がいつでもできるようにしておく。

・理事の役割と責任(事業計画の共有と責任体制)定款15条の3の確認

…理事会の頻度を上げ、しっかりした仕事ができるように理事会を運営する。

事業責任者＝理事ではないが、現状では分けて考えることは難しい。将来的には理事と実務を分けることが望ましい。定款15条の3役員 of 自覚を促す。

・開かれたNPO(世代と立場を越えた協力関係の構築)

…桜美林大学の学生や教授との関係も芽生えつつあり、NPOまちだ結の里との連携、他市のNPOとの協力関係も始まっている。これをさらに発展させる。

上記の内容が話し合わせ、これを確認した。

特定非営利活動法人 町田発・ゼロ・ウェイストの会 第4回理事会議事録

4. 第1回理事会議事録の文言の訂正について

…記載が誤解を招くようなので次のように考えることを合意した。

6の(3)理事会に代えて定款第21条および第30条に抵触しない本法人の日常的な運営事項の確認と決定をおこなう会議として、運営委員会を設置することを全会一致で承認した。

↓

理事会は定款第21条および第30条に抵触しない本法人の日常的な運営事項の確認と決定をおこなう会議として、運営委員会を設置することができる。

5. 各事業の承認について

各事業について下記日時の運営委員会で決定したことを承認した。

3月11日 さくら祭分別ステーション運営 (資料2)

7月29日 エコイベント事業 (資料3)

8月5日 環境学習林委託事業(資料4)

8月12日 環境省委託事業(資料5)

環境省委託事業は活動資金を広瀬理事長よりNPOが金利1.2%で借り受け活動していることを確認した。

10月20日 農業祭分別ステーション運営(資料6)

6. 21年度事業計画の変更

次の事業計画の変更を承認した。

・トヨタ財団助成金は本NPOへの助成ではなく、ゼロ・ウェイスト推進協議会(広瀬立成代表)に助成されたことが判明したため、21年度事業計画から除くこととする。

・環境省委託事業「平成21年度循環型社会地域支援事業(首都圏における生ごみ全量堆肥化による地域内・循環型社会形成:市民、行政、企業の連携を基礎として)」を21年度事業計画に追加する。

7. 理事会での承認を次期総会の報告事項とすることについて

上記5.6.の事項を理事会で承認したこと次期総会の報告事項とすることを承認した。

7 議事録署名人の選任に関する事項

上記理事会議事の議事録署名人として、中川慶子氏を選任した。

以上、この議事録が正確であることを証します。

年 月 日 議 長

印

議事録署名人

印